

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

高山市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県高山市

3 地域再生計画の区域

岐阜県高山市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、東京都に匹敵する 2,177.61 k m²の市域を有し、その約 92%の面積を森林が占める日本一広大な地方都市である。周囲は標高 3,000mを超える飛騨山脈（北アルプス）、御嶽山、白山などの豊かな自然に囲まれ、農林畜産業を中心とする中山間地域から、重要伝統的建造物群保存地区を含む中心市街地に至るまで、多様で変化に富んだ地域により構成されている。

春と秋の高山祭や古い町並に代表される歴史・文化をはじめ、数多くの有形・無形の文化財を有しているほか、万葉の時代「飛騨の匠」に端を発する木を活かしたものづくりのまちのDNAは、伝統工芸や家具などに代表される地場産業に息づいている。これら先人たちが大切に守り育んできた歴史・文化や人々の営みは、「飛騨高山」として知られる本市を特徴づける貴重な地域資源となっている。

また、飛騨の風土が育んだ飛騨人の人間性は、おもてなしの心や人情味、派手さを嫌う勤勉・実直さといった現代社会では忘れられがちな日本人の心を、今も脈々と受け継いでおり、これらが本市の魅力を支える基礎・土台となっている。

本市の人口は、平成 12(2000)年の 97,203 人をピークに減少を続け、将来推計においては高山市第八次総合計画（以下、「総合計画」という。）初年度の令和 2(2020)年の 85,332 人に比べ、同計画間終了時の令和 7(2025)年には

81,090人（令和2（2020）年比▲5.0%）に減少すると見込んでいる。

市内に4年制大学がなく、都市部への通勤・通学も困難といった地理的条件などから、10歳代後半～20歳代前半の若者が進学・就職で市外へ転出し、その後戻ってくる者が少ないため社会減が進むとともに、出生数が死亡数を下回る自然減が今後も進むことが予測される。

年齢区分別の人口割合では、高齢者人口は令和2（2020）年の33.2%から令和7（2025）年には34.5%に上昇すると予想される。一方で、年少人口は12.6%から11.8%に、生産年齢人口は54.2%から53.7%にそれぞれ低下すると見込んでおり、社会保障費の増加による支える側の負担の増大や地域コミュニティへの影響が懸念される。

また、本市における就業者数は、平成12（2000）年の54,403人から平成27（2015）年には、48,373人（▲11.1%）に減少しており、人手不足の深刻化や経済規模の縮小が今後も続くことが懸念される。宿泊業、飲食サービス業、小売業、製造業及び建設業など、当市の主要な産業における人材不足が顕著であり、働く側と雇う側のミスマッチの解消、潜在労働力の就業促進、U I Jターンによる人材の確保等が求められている。

これらの課題に対応するため、仕事の充実と産業の振興、暮らしの安心と人材の育成、まちの基盤の構築をまちづくりの方向性の基本的な考え方として、それぞれが相関関係を保ちながら好循環をもたらす取組みにより、活力が生まれやすさが育まれるまちづくりを進める。

特に出生率の向上及び転入者の増加に向けて、子育て世代の負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することや、移住戦略を策定し、U I Jターンなどの促進によって人材を確保するとともに就労機会を増加させることなどにより、持続可能なまちづくりに向けて重点的に取り組む。

取組に当たっては、次の事項を基本目標に掲げる。

- ・基本目標1 多様な働き方と優れた製品、サービスで財を稼ぐ
- ・基本目標2 心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する
- ・基本目標3 人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる

【数値目標】

5-2 の①に 掲げる 事業	K P I	現状値 (事業開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与す る地方版総合 戦略のまちづ くりの方向性
ア	雇用者1人当たりの雇 用者報酬	3,826千円	4,300千円	1
	就業者1人当たり市内 総生産額	6,955千円	7,700千円	
イ	健康寿命 (日常生活動作が自立 した期間の平均)	男性 78.70歳 女性 83.04歳	男性 80歳 女性 84歳	2
	将来の夢や目標を持っ ている児童生徒の割合	小学生 86.0% 中学生 69.3%	ともに100%	
ウ	まちづくり協議会の活 動に参加したことがあ る市民の割合	52.5%	52.5%以上	3
	市民活動(まちづくり 協議会以外)に参加し たことがある市民の割 合	38.3%	38.3%以上	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対
する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

高山市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 多様な働き方と優れた製品、サービスで財を稼ぐ事業

イ 心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する事業

ウ 人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 多様な働き方と優れた製品、サービスで財を稼ぐ事業

様々な人材が、それぞれの状況に応じた多様な働き方ができる労働環境を整えるとともに、地域資源の活用による基盤産業の成長、市外からの資金・人材の獲得、市内産業間・企業間のつながりの強化により、市内経済への波及と資金循環を促進させ、経済の好循環の実現と所得の向上を図る事業

【具体的な取組】

- ・多様な働き方に適応した労働環境の構築
- ・地域産業の担い手確保と生産性の向上
- ・品質・価値の向上と情報発信
- ・既存産業の強化と新たな産業の創出
- ・地域循環型経済の構築 等

イ 心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する事業

心身ともに健康な生活を送ることができ、市民、地域住民組織、事業者、学校、行政など地域全体が手を携え、子どもを育み、ともに支え合うしくみの構築を図るとともに、歴史・文化の継承や文化芸術、スポーツなどの活動に積極的に取り組むことができる環境を整えることにより、社会で活躍できる心豊かな人材の育成をすすめる事業

【具体的な取組】

- ・心身が健康で安心して暮らし続けられる社会の実現
- ・安心して子育てができる環境の充実
- ・夢と誇りとやさしさにあふれる人の育み
- ・文化芸術・スポーツ活動等による心の豊かさの創出
- ・歴史・伝統の保存、伝承、活用 等

ウ 人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる事業

多様な主体による協働のまちづくりの推進や将来都市構造を踏まえた適切な土地利用を図るとともに、豊かな自然と美しい景観などの特性を活かしたまちづくりや利便性、効率性の高いインフラ整備、公共サービスの提供、災害に強いまちづくりなどをすすめる事業

【具体的な取組】

- ・多様な主体の協働による地域コミュニティの活性化
- ・利便性の高い都市機能とネットワークの構築
- ・地域特性の保全、活用、創出
- ・安全への備えと災害時の対応強化
- ・長期的な視点による公共サービスの提供 等

※1 なお、詳細は高山市第八次総合計画（高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略）のとおり。

※2 地域再生計画「インキュベーション推進によるまちの活力増進計画」の5-2の③に記載された事業を除く。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

2,820,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年9月に高山市総合計画審議会による効果検証を行い、翌年度以降の方針について決定する。目標の達成状況については、検証後速やかに高山市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで